

近代日本における馬匹徴発と地域社会：
日中戦争~アジア・太平洋戦争期を中心に

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 大阪市立大学日本史学会 公開日: 2022-06-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 松鹿, 彩花 メールアドレス: 所属: 大阪教育大学 |
| URL | https://doi.org/10.24544/ocu.20220601-007 |

| | |
|--------------------|---------------------------------------|
| Title | 近代日本における馬匹徴発と地域社会：日中戦争~アジア・太平洋戦争期を中心に |
| Author | 松鹿, 彩花 |
| Citation | 市大日本史. 24 卷, p.45-68. |
| Issue Date | 2021-05 |
| ISSN | 1348-4508 |
| Type | Departmental Bulletin Paper |
| Textversion | Publisher |
| Publisher | 大阪市立大学日本史学会 |
| Description | |

Placed on: Osaka City University

近代日本における馬匹徴発と地域社会

— 日中戦争くアジア・太平洋戦争期を中心に —

松 鹿 彩 花

はじめに

(1) 課題と視角

本稿では、近代日本において馬匹^{ばひつ}の徴発がどのように行われていたのかを、地域の具体的な実態に即して明らかにすることを旨とする。

軍馬は、第二次世界大戦に至るまで、輸送や移動の手段として戦場で世界的に利用されていた。特に日本では、自動車技術の発達遅れ、燃料の欠乏、戦場の地理的制約などから自動車への転換が進まず、馬が輸送・移動手段の主力となっていた。そして、戦場で使用された軍馬のほとんどが、農家から徴発・購買された農耕馬であった。

軍馬に関する研究としては、競馬との関係を論じたものや、長野県の軍馬碑を用いた民衆意識の考察^②、戦場での軍馬の様子を証言から集めたものなど、多数の研究がある。中でも、軍馬と地域社会との関係を考える上では、馬飼養農家の経営状況に着目した大瀧真俊氏の研究^①が注目される。大瀧氏は、先行研究における平時と戦時の断絶を先駆的に指摘した上で、戦間期における民間馬の改良と、その結果可能となった戦時の大量徴発が、陸軍・農林省・馬飼養農家のどのような相

互関係の中で行われたかを分析している^④。しかし、これまでの軍馬研究では、馬籍や馬の徴発の存在が大前提として認識されてきたため、徴発や、その前提となったと考えられる馬の把握の仕組み自体を分析する作業は、ほとんど顧みられてこなかった。

この課題の克服には、兵事事務・行政システムに関する研究の手法が参考になる。富山県東砺波郡庄下村に残された戦争に関わる事務・行政に関する公文書である兵事史料と、村役場で兵事業務を行っていた兵事係の出身重信氏の証言を用いた黒田俊雄氏の研究は、兵事事務・行政の復元研究の先駆けとして重要である^⑤。また、小林啓治氏は、京都府竹野郡木津村の村役場文書を用いて、戦時下における行政町村の兵事事務のシステムの全体像を具体的に復元している。小林氏は兵士の動員を例に、平時の召集・簡閲点呼の仕組みが、戦時の召集時にも転用され機能したことを明らかにしているほか、日中戦争を契機とした総力戦体制の強化に伴い、徴兵・召集事務を中心とした「兵事事務」が、軍事援護や防空、各種団体の戦争への動員、軍馬徴発なども包括した「軍事行政」に拡大・再編されたことを指摘している^⑥。しかし、馬などのモノを集める徴発業務については、戦時特有の現象扱いとさ

れ、平時とは分断して認識されている。

以上の先行研究が抱える問題を踏まえ、本稿では馬匹徴発について、徴発自体と、その前提となった馬の把握システムが、平時においてどのように構築され、戦時にどのように機能したのか(あるいはしなかったのか)を、主に富山県東砺波郡庄下村・中野村と、東京府北多摩郡東村山村の兵事史料を用いて明らかにしたい。

なお、日本には近代を通して一五〇万頭程度の馬がおり、その八割が農耕馬であった。馬頭数は東日本に集中しており、西日本では馬よりも牛を農耕に使用する傾向が見られた。また、東日本の中でも、北海道・東北地方は馬の生産が盛んであったのに対し、本稿で対象とする関東・北陸地方は、馬を生産するよりも、農耕に利用する使役地としての性格が強かった。本稿では、このような馬を巡る社会が持つ地域性にも注意して、分析を行いたい。

(2) 兵事史料について

最初に分析の前提として、本稿で使用する兵事史料について確認する。一九四五年八月一日、参謀本部総務課長・陸軍高級副官から全陸軍部隊、師団長、聯隊区司令官、警察署長、そして市町村長に対し、機密資料の焼却命令が伝達された。焼却対象に指定された資料は、軍の管轄区域によってその範囲が異なったことが指摘されているが、町村役場の動揺もあり、結果的に全国の多くの兵事史料が終戦直後に焼却された。現在、発見・公表されている兵事史料は、全国の旧町村レベルで二〇ほどである。

小林氏は、これらの兵事史料が、兵事係が書類を焼却するにしのびがたく、自宅などに隠した結果残存したタイプⅠと、焼却命令の範囲外だったために、他の村役場文書と共に部分的に残ったタイプⅡに大

きく分類できることを明らかにしている。⁸⁾

本稿で使用する兵事史料のうち、「東村山村(町)兵事関係資料」と「庄下村兵事関係書類」は、タイプⅠに分類される。前者が残されていた東京府北多摩郡東村山村は、埼玉県に隣接し、一九三八年時点の世帯数一六四一戸のうち農業戸数は八四八戸で、耕地面積のうち畑が多いのが特徴である。周辺地域の工業化に伴う人口増加もあり、一九四二年に町制施行して東村山町、一九四三年には東京都が設置されたことで東京都北多摩郡東村山町となった。⁹⁾兵事史料残存の経緯については、東村山村役場で兵事主任を務めた野口好古氏が、「自分でつかった記録を捨てるのが残念で」「燃したことにして重要と思われるものだけを」「家の者にも黙って押し入れの中に入れて置いた」と証言している。現在は東村山ふるさと歴史館が所蔵しており、兵事史料全体で一・二点、大半が簿冊形態の史料群である。陸軍における徴集、平時召集・簡閲点呼、戦時の動員関係史料といった、焼却対象の中心であった史料が残存する一方、軍事援護、恩賞、村葬などに一般兵事に分類される文書がほとんどなく、秘匿によるタイプⅠの中でも典型的な残存状況が見られる。

後者が残る富山県東砺波郡庄下村は、散居村と呼ばれる集落形態で有名な砺波平野にあり、一九四三年の現住戸数は二四一戸で、農繁期のみ借馬も含め、水田の耕耘などに多くの馬を使用した地域である。兵事史料については、兵事係の出分氏によると、何箱かは役場の職員立ち合いで焼いたが、動員関係の軍歴資料は「『残さねば何もわからんようになるぞ』という目に見えない戦没者、明治以来の参戦死亡者、参戦者の叫び声が聞こえてくるような気がした」との思いから、深夜にリヤカーで自宅に運び込み、史料を整理しながら保管を続け、砺波

市立図書館に寄贈、現在は砺波郷土資料館が所蔵している。六〇点の簿冊が残され、一般兵事も含め大量の史料が残存する。兵事係の史料を残そうとする意志が強かったために、秘匿によるタイプⅠの中でも幅広い史料が残存したのがこのケースである。

最後に、これまであまり存在が知られてこなかった、富山県東砺波郡中野村の兵事史料を紹介する。庄下村の南東部に隣接して位置する中野村は、一九四三年時点で三一九戸で、庄下村同様、田地が耕地のほとんどを占めていた。¹⁴⁾ 砺波郷土資料館に寄贈されるまでの詳しい残存経緯は不明であるが、兵事関係史料六四点とともに六七七点の一般の村役場文書があること、兵事史料の中でも「一般兵事関係」の史料が一九四五年前後のものまで多数残存していることから、動員関係の史料は命令通り焼却され、それ以外が他の村役場文書とともに役場に保管されたタイプⅡの残存パターンに該当すると思われる。

しかし、中野村の兵事史料には、興味深い特徴が二つある。一つは、一九四一年までの史料が綴られた「支那事変」関係の簿冊は数冊あるが、それ以降の「大東亜戦争」期の簿冊が一冊もないこと、もう一つは、簿冊名に「免除」「不用」「除籍」と入った史料が残存しているが、除籍前の簿冊は一冊もないことである。つまり、中野村役場では焼却命令を受けた際、動員関係の史料に該当し、かつ終戦時に現用と認識していた簿冊だけを焼却したのではないかと考えられる。中でも馬匹関係の史料としては、「(馬)除籍簿」が残存している点が特に注目される。これは、中野村から転出したことで、村内に所在する馬の戸籍を綴った「馬籍簿」から除籍された馬の戸籍を別に編綴したもので、どのような馬がいつ中野村に転入し、いつどのような理由で転出したかまでを追うことができる。使い終わった馬籍を編綴したものであり、

動員業務に直接使用される史料ではないため、兵事係が意識的に残さうとした場合、選択肢に入りにくい史料であると推測される。実際、タイプⅠの東村山村には、終戦直後まで使われた形跡のある「馬籍簿」はあるが、除籍簿はなく、庄下村にはそのどちらも残っていない。中野村特有の残存経緯に対応して残った、貴重な史料と言えよう。

以上、三か村の兵事史料の性格を確認した。一見すると、戦時の召集や徴発業務に直接関わる動員関係の史料が不完全にしか残らないタイプⅡの史料群よりも、動員関係が中心のタイプⅠの史料群の方が、兵事事務・行政の分析には適当であるように思われる。しかし、動員に直接関わる兵事史料だけを分析対象としていると、戦時動員の局面以外は見えにくくなり、必然的に、戦時と平時の視点の断絶を生むことになる。小林氏は、タイプⅡに当てはまり、かつ兵事史料以外の大量の村役場文書が残存する京都府竹野郡木津村の史料を分析することで、行政村が戦時体制に組み込まれ、支えていく全体像を描いており、¹⁵⁾ これは重要な分析視角である。本稿の分析でも、馬匹徴発事務に直接関わる兵事史料だけでなく、馬籍や馬に関わる法規の条文、陸軍が作成した史料などをなるべく幅広く用いて、馬の把握システムと徴発システムの構造と実態を明らかにしたい。

二 馬籍法による馬の把握

まず、徴発の前提として、日中戦争以降の戦時に民間馬がどのように把握されていたのかを明らかにする。日中戦争開始時点における馬の把握システムは、一九二二年四月一日施行の「馬籍法」¹⁶⁾、「馬籍法施行規則」¹⁷⁾、「地方馬検査及調査規則」¹⁸⁾に規定された。馬籍法が主に馬の所有者・管理人が馬を飼養するに際して踏まえておくべき基本的な事

表1 中野村への馬の移出入状況

| 馬籍 | 名称 | 所有者 | 入中野村 | | | | 出中野村 | | | | 馬籍 | | | | | |
|----|---------|-----|------|-----|----|--------|---------|----|-------|----|------|--------|-------------|-----|----|----|
| | | | 年 | 月 | 日 | 入元 | 理由 | 馬齢 | 年 | 月 | | 日 | 出先 | 理由 | | |
| 1 | 曙号 | AA | 1938 | 11 | 12 | 柳瀬村 | 買受 | 5 | ? | | | | 1 | | | |
| 2 | 雄幸号 | AB | 1940 | 1 | 25 | 石川県羽咋郡 | 買受 | 7 | 1941 | 9 | 20 | — | 徴発 | 2 | | |
| 3 | 亭震号 | AC | 1941 | 8 | 8 | 般若村 | 買受 | 6 | 1941 | 9 | 20 | — | 徴発 | 3 | | |
| 4 | 若福号 | AD | 1939 | 1 | 15 | ? | 所有届 | 7 | 1941 | 9 | 20 | — | 徴発 | 4 | | |
| 5 | 高嶋号 | AE | 1940 | 11 | 10 | 氷見郡 | 買受 | 1 | 1941 | 10 | 30 | 石川県河北郡 | 売却 | 5 | | |
| 6 | 櫻姫号 | AF | 1940 | 7 | 17 | 油田村 | 買受 | 10 | 1942 | 5 | 15 | — | 斃死 | 6 | | |
| 7 | 藤号 | AG | 1938 | 11 | 12 | 熊本県 | 買受 | 7 | 1942 | 6 | 28 | — | 斃死 | 7 | | |
| 8 | 錦号 | AH | 1942 | 3 | 25 | 石川県羽咋郡 | 買受 | 16 | 1942 | 6 | 20 | 石川県羽咋郡 | 売却 | 8 | | |
| 9 | 南京号 | AI | ? | | | | ? | | | | 9 | | | | | |
| 10 | 電光号 | AJ | 1942 | 8 | 7 | 北海道 | 買受 | 2 | 1942 | 9 | 1 | — | 斃死 | 10 | | |
| 11 | 金山号 | AJ | 1940 | 7 | 15 | 東野尻村 | 買受 | 2 | 1942 | 8 | 26 | 石川県羽咋郡 | 売却 | 11 | | |
| 12 | 増井号 | AH | 1941 | 7 | 17 | 石川県鳳至郡 | 管理届出 | 7 | 1942 | 9 | 1 | 山野村 | 売却 | 12 | | |
| 13 | 第三タキマル号 | AK | 1941 | 1 | 7 | 石川県羽咋郡 | 買受 | 6 | ? | | | | 13 | | | |
| 14 | アイカップ号 | AC | 1941 | 10 | 1 | 般若村 | 買受 | 6 | ? | | | | 14 | | | |
| 15 | 吉龍号 | AL | 1939 | 8 | 30 | 石川県羽咋郡 | 買受 | 8 | 1943 | 6 | 25 | ? | 馬籍法施行規則第18条 | 15 | | |
| | | AM | 1941 | 7 | 29 | 中野村 | ? | — | | | | | | | | |
| 16 | 花百合号 | AN | 1941 | 4 | 4 | 東京市 | 買受 | 7 | ? | | | | 16 | | | |
| 17 | 岩藤号 | AI | 1942 | 8 | 6 | 北海道 | 買受 | 2 | 1943 | 6 | 4 | 井口村 | 売却 | 17 | | |
| 18 | 高宗号 | AO | 1942 | 12 | 16 | 婦負郡 | 買受 | 11 | ? | | | | 18 | | | |
| 19 | 仙龍号 | AP | ? | | | | ? | | | | 1943 | 7 | 24 | 般若村 | 売却 | 19 |
| | | AQ | ? | | | 管理人 | — | | | | | | | | | |
| 20 | | AR | 1940 | 1 | 10 | 石川県羽咋郡 | 買受 | 2 | 1943 | 7 | 23 | 山野村 | 売却 | 20 | | |
| 21 | 沖子号 | AS | 1942 | 8 | 6 | 北海道 | 買受 | 2 | 1943 | 7 | 20 | 山野村 | 売却 | 21 | | |
| 22 | 春風号 | AO | ? | | | | ? | | | | 22 | | | | | |
| | | AT | 1943 | 3 | 19 | 中野村 | 買受 | — | | | | | | | | |
| 23 | 九州号 | AU | 1942 | 5 | 8 | 中野村 | 出生 | 1 | ? | | | | 23 | | | |
| 24 | 昭南号 | AV | 1943 | 3 | 2 | 種田村 | 管理人届出 | 10 | ? | | | | 24 | | | |
| 25 | 明花号 | AA | 1942 | 1 | 26 | 北海道 | 買受 | 4 | 1943 | 11 | 5 | 庄下村 | 売却 | 25 | | |
| 26 | 松花号 | AW | 1944 | 2 | 21 | 種田村 | 買受 | 9 | 1943* | 5 | 16 | — | 斃死 | 26 | | |
| 27 | 天昌号 | AX | 1942 | 8 | 19 | 北海道 | 買受 | 2 | 1944 | 1 | 24 | 種田村 | 売却 | 27 | | |
| 28 | 西富号 | AD | 1942 | 1 | 30 | 北海道 | 買受 | 4 | 1944 | 1 | 30 | 石川県羽咋郡 | 売却 | 28 | | |
| | | AF | | 8 | 12 | 中野村 | 売買 | — | | | | | | | | |
| 29 | □櫻号 | AY | 1942 | 8 | 8 | 北海道 | 買受 | 2 | 1944 | 3 | 7 | 庄下村 | 売却 | 29 | | |
| | | AK | ? | 中野村 | | | ? | — | | | | | | | | |
| 30 | 春富号 | AZ | 1944 | 4 | 1 | — | 貸付予備馬付与 | 17 | 1944 | 6 | 6 | 井波町 | 売却 | 30 | | |
| 31 | 金辰号 | AI | 1943 | 11 | 10 | 石川県羽咋郡 | 譲受 | 1 | 1944 | 6 | 17 | — | 斃死 | 31 | | |
| 32 | 金逸号 | BA | 1944 | 4 | 1 | — | 貸付予備馬付与 | 18 | 1944 | 6 | 17 | 井波町 | 売却 | 32 | | |
| | | BB | | 5 | 1 | 中野村 | 譲受 | — | | | | | | | | |
| 33 | 北方号 | AH | 1943 | 9 | 15 | 北海道 | 買受 | 2 | 1944 | 6 | 30 | 山野村 | 売却 | 33 | | |
| 34 | 白山号 | AB | 1941 | 11 | 25 | 婦負郡 | 買受 | 13 | 1944 | 7 | 1 | — | 満州移植馬購買 | 34 | | |
| 35 | 金瓢号 | BC | 1944 | 4 | 1 | — | 貸付予備馬付与 | 18 | 1944 | 7 | 10 | — | 競市 | 35 | | |
| 36 | 秋音号 | AQ | 1943 | 6 | 18 | 太田村 | 買受 | 14 | 1944 | 7 | 10 | — | 競市 | 36 | | |

化が図られていた。馬一頭ごとの情報を把握した上で、変更事項は随時届け出させ、確実に馬の居場所を把握することが目指された制度となっていた。

次に、中野村役場において、馬の出入をどの程度把握できていたのか見てもよい。中野村の六五枚の馬籍について、馬の名称、所有者、中野村への出入年月日とその理由を、編綴順に番号を付して表1にまとめた。

六五点のうち、六一点については、中野村への移動を指すと思われる内容の記載があった。対して、除籍については、法規上は、馬の飼養場所が他市町村に移ったり馬が死亡したりした時は、その事由・年月日を記載し

| | | | | | | | | | | | | | | |
|----|--------|----|------|----|----|--------|---------|----|------|----|----|------|------|----|
| 37 | 吉野号 | BD | 1943 | 2 | 27 | 種田村 | 管理人届出 | 14 | 1944 | 7 | 5 | 種田村 | 売却 | 37 |
| | | BD | 1944 | 2 | 25 | | 買受 | - | | | | | | |
| 38 | 正角号 | BE | 1943 | 4 | 1 | - | 貸付予備馬付与 | 18 | 1944 | 7 | 16 | 井波町 | 売却 | 38 |
| 39 | 小櫻号 | AJ | 1942 | 9 | 20 | 南山見村 | 買受 | 3 | 1944 | 7 | 19 | 南山見村 | 売却 | 39 |
| 40 | 富定号 | BF | 1940 | 6 | 22 | 南山見村 | 買受 | 2 | 1944 | 8 | 12 | - | 軍馬購買 | 40 |
| 41 | 敷島号 | AF | 1942 | 8 | 8 | 北海道 | 買受 | 2 | ? | | | | | 41 |
| | | BG | | ? | | 中野村 | 管理人 | - | | | | | | |
| 42 | 第七トキワ号 | BH | 1941 | 1 | 28 | 福井県 | 買受 | 3 | ? | | | | | 42 |
| | | BI | | ? | | 中野村 | 管理人 | - | | | | | | |
| 43 | 山秋号 | BJ | 1944 | 5 | 22 | 中野村 | 出生 | 1 | 1944 | 11 | 15 | 北般若村 | 売却 | 43 |
| 44 | 瀧山号 | AC | 1943 | 8 | 30 | 婦負郡 | 買受 | 11 | 1945 | 2 | 28 | - | 斃死 | 44 |
| 45 | 勇勝号 | AB | 1944 | 6 | 27 | 婦負郡 | 買受 | 3 | 1945 | 3 | 27 | 般若村 | 売却 | 45 |
| 46 | 立花号 | BK | 1943 | 11 | 8 | 岩手県九戸郡 | 管理人届出 | | 1945 | 4 | 30 | 中野村 | 売却 | 46 |
| | | AK | 1944 | 9 | 13 | | 買受 | | | | | | | |
| 47 | 屋浦号 | AO | 1943 | 12 | 7 | 婦負郡 | 譲受 | | 1945 | 5 | 14 | 出町 | 売却 | 47 |
| | | AX | 1944 | 12 | 28 | 中野村 | 買受 | | | | | | | |
| 48 | 昭和号 | BL | 1943 | 4 | 20 | ? | 買受 | 12 | ? | | | | | 48 |
| 49 | 豊勢号 | AD | 1942 | 8 | 12 | 北海道 | 買受 | 2 | 1945 | 6 | 27 | 北般若 | 売却 | 49 |
| 50 | 初音号 | AT | 1943 | 8 | 27 | 北海道 | 買受 | 2 | 1945 | 6 | 28 | 北般若 | 売却 | 50 |
| 51 | 南京号 | AI | 1940 | 7 | 10 | 石川県羽咋郡 | 買受 | 2 | ? | | | | | 51 |
| 52 | 城北号 | BM | 1945 | 1 | 4 | 井波町 | 買受 | 11 | ? | | | | | 52 |
| 53 | 山田号 | AB | 1945 | 4 | 16 | 井口村 | 買受 | 10 | ? | | | | | 53 |
| 54 | 初姫号 | BN | 1944 | 11 | 20 | 北海道河西郡 | 買受 | | 1945 | 10 | 1 | - | 斃死 | 54 |
| 55 | 立花号 | AK | 1943 | 11 | 8 | 岩手県 | 管理人届出 | 1 | ? | | | | | 55 |
| | | | 1944 | 9 | 13 | | 買受 | 2 | | | | | | |
| | | BO | 1945 | 4 | 30 | 中野村 | 買受 | 3 | | | | | | |
| 56 | 初姫号 | AW | 1944 | 11 | 20 | 北海道 | 買受 | 2 | 1945 | 10 | 21 | - | 斃死 | 56 |
| 57 | 根本号 | AP | 1941 | 2 | 1 | 氷見郡 | 譲受 | 12 | ? | | | | | 57 |
| | | BF | | | | ? | 管理人 | - | | | | | | |
| 58 | 豪輝号 | AF | 1944 | 3 | 31 | 雄神村 | 買受 | 5 | ? | | | | | 58 |
| 59 | 花号 | BP | 1944 | 6 | 20 | 石川県羽咋郡 | 買受 | 11 | 1945 | 11 | 12 | - | 斃死 | 59 |
| 60 | 春日号 | AT | 1945 | 6 | 28 | 北般若村 | 買受 | 3 | ? | | | | | 60 |
| 61 | 第二初女号 | AT | 1945 | 7 | 17 | 射水郡 | 買受 | 6 | ? | | | | | 61 |
| 62 | 長久号 | AB | 1945 | 9 | 13 | 北野村 | 買受 | 6 | ? | | | | | 62 |
| 63 | 玉川号 | BQ | 1943 | 11 | 8 | 岩手県 | 管理人届出 | 2 | ? | | | | | 63 |
| | | | 1944 | 9 | 13 | | 買受 | - | | | | | | |
| 64 | 幸輝号 | AS | 1943 | 9 | 2 | 北海道 | 買受 | 2 | ? | | | | | 64 |
| | | AD | 1945 | 6 | 23 | 中野村 | 買受 | - | | | | | | |
| 65 | 稲花号 | AE | 1940 | 11 | 10 | 氷見郡 | 買受 | 1 | ? | | | | | 65 |
| | | BR | | ? | | 中野村 | 買受 | - | | | | | | |

備考：中野村役場文書「除籍簿」より作成。東砺波郡については村名のみ、富山県内の東砺波郡以外の郡については郡名のみを記載した。

*1 馬籍 17 における最終記述年の「馬籍法 28 条ニ依ル」は、「18 条」の書き間違いと推測される。

*2 馬籍 26 における斃死年は、馬籍には「昭和十八年五月十六日」と記載があるが、「昭和十九年」の書き間違いと推測される。

馬籍を朱線で抹消すると定められた（施行規則第十三条）。しかし、中野村の除籍簿中には、除籍理由がはっきりしないものが二四点あった。中でも、曙号（馬籍 1）の馬籍には、一九四一年九月二〇日の「金沢市野村練兵場へ徴発馬匹トシテ差出」の記載が、棒線で削除されている。この曙号は、この日の動員では、実際には徴発されなかったことが史料から確認できる（次章参照）。曙号の馬籍の履歴欄の最後には、一九四二年一月二六日の日付だけが記入されており、これは表 1 を見ると、曙号の所有者 A が松花号（馬籍 25）を買受した日に当たる。所有者 A

Aが新しい馬を購入し、村役場に届け出た際に、曙号の馬籍に間違っ
た記載をして除籍していたことに気づき、馬籍を修正したのでろう。
少なくとも中野村役場においては、馬籍の厳密な記帳や除籍作業が行
われていたとは言えない状況にあったことが分かる。

(2) 地方馬検査による馬の把握

馬籍法には、馬籍の作製とともに、地方馬検査の実施についても規
定されている。この検査は師団長が所管徴馬管区内における馬に対し
て実施し（施行規則第二十一条）、拒否・妨害・忌避する者には罰金ま
たは料金が課され（馬籍法第十三条）、検査についても受検が義務化さ
れていた。

検査官については、「騎兵、砲兵、輜重兵佐官若ハ大尉、又ハ獣医
部上長官若ハ士官ヲ以テ之ニ充ツヘシ」（検査及調査規則第六条）と規
定され、実際に部隊で馬を扱う軍人が担った。検査官の執務要領とし
ては、馬籍の点検、体高と蹄号数の測定、馬格・健否・能力・用役の
測定、現在用役の調査を行い（検査及調査規則第十条）、馬の買上時の
価格見込の表示、馬の飼養・管理に関する口演なども規定された（検
査及調査規則第十一条）。地方馬の実情を平時から検査官が実際に見て
確認し、民間への教育も行う場として、地方馬検査が機能することが
期待されたと考えられる。

検査の具体的な手順については、図1に示した（町村の場合）。まず
①師団長は、検査施行三〇日前までに、関係警察署長に必要な事項を通
知する。②通知を受けた警察署長は、必要事項を町村長に通知し、
③町村長は検査を受ける日割と必要事項を、馬の所有者または管理人
に通知した。④通知を受けた馬の所有者または管理人は、指定された
日に馬を検査場に曳いて行くことになる（以上、施行規則第二十三条）。

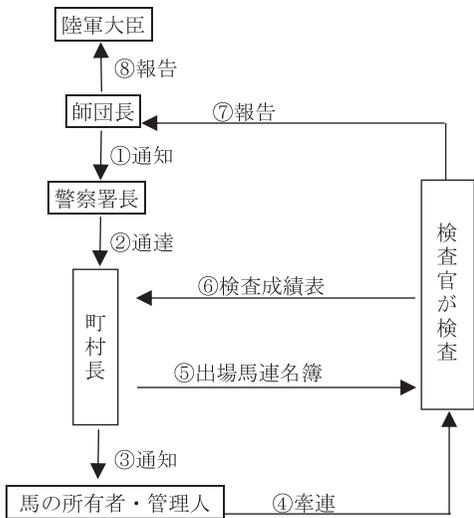


図1 地方馬検査実施手順

不合格数（軍用馬
としての徴発基準
に対する合格・不
合格と考えられる）
を把握するシステ
ムが成立したこと
が分かる。
馬籍への記入例
を見ておくと、近
衛師団の徴馬管区
内であった東村山
村では、一九三七

検査場では、⑤町村長は出場馬連名簿（馬の名称等の基本情報と見込
価格）を検査官に交付し、検査に立ち会う（馬籍法第十一条、施行規則
第二十四条）。⑥検査終了後は、三〇日以内に検査官から検査成績表
（馬の名称・用役・体高）が送付された（施行規則第二十四条）。地方馬検
査の結果（体高・用役）は、明け三歳以上になると馬籍に記入すると
定められており（馬籍法第四条）、町村長はこの成績表に示された検査
結果を利用したと考えられる。

また、検査官は、⑦検査終了後一五日以内に、師団長に対し検査に
ついての詳細な報告書を提出し（検査及調査規則第十三条）、⑧師団長
は検査終了後三〇日以内に陸軍大臣に対して検査成績表（検査馬数、
合格・不合格馬数、合格馬の用役）を提出する（検査及調査規則第十四条）、
という流れになっていた。地方馬検査によって、師団長は所管徴馬管
区内での地方馬の現状を把握し、陸軍大臣も各地区における馬の合格・

年一月から村内で飼養されていた第三ヒトトビ号の馬籍の履歴欄に、一九四三年三月二七日に「地方馬検査ニ於テ検査官ノ検査ヲ受ク」と黒字で記載がある。第九師団の管区内であった中野村についても、一九四〇年九月四日と一九四二年八月三日に「検査官ノ検査ヲ受ク」と記入されたものが複数ある。一九四〇年は軍馬としての資格がないと判断された馬のみ、一九四二年は当該時期に中野村にいた全ての馬が受検しており、東村山村とは実施状況が異なることから、各師団の必要に応じて検査が実施されたのであろう。

また、市町村長は、毎年一〇月一日調をもつて馬調査表（村内所在馬の体高・年齢・性別・用役別の頭数表）を調製し、警察署長経由で師団長に送付することが定められた（施行規則第十九条）。市町村長は、馬籍の数や記入した検査結果を参考にして、馬調査表を作製し、報告したと考えられる。

以上のように、各師団は、馬籍法などに規定された馬籍の作製と、それをもとにした地方馬検査の実施によって、どのような馬が何頭所在するかを平時のうちから市町村役場に把握させる制度を成立させていた。中野村の除籍簿と東村山村の馬籍簿からは、馬籍が村役場において必ずしも完璧に管理されたとは言えない状況にあった一方、村内の馬一頭一頭が、所有者や性別、地方馬検査で判定された用役などの情報と共に把握されていたことが分かる。

以上のような馬の把握制度を下地として、日中全面戦争開始以降にはどのように馬匹徴発が行われたのか、次章で確認したい。

三 馬匹徴発の仕組みと実態

馬匹徴発について規定した法規としては、一八九九年施行の「馬匹

徴発事務細則」が改訂を繰り返して終戦まで機能した。以下では、一九三七年時点での馬匹徴発事務細則を基本に、中野村、庄下村、東村山村の兵事史料の記載も参考にしながら、馬匹徴発の手順を整理する。その上で、各村における馬の徴発状況を明らかにしたい。

なお、馬匹徴発事務細則に規定された徴発事務に使用される各書類には、便宜上 a～f のアルファベットを付して説明を行うこととする。

また、中野村・庄下村における馬匹徴発としては、一九三七～四四年に、第六動員一号、第二動員二号、第四動員、武第二動員二号、一九四一年九月の中野村における臨時編成、同年二月の庄下村における臨時編成が行われた。二回の臨時編成については、本稿では混同を避けるため、九月の中野村のものを「臨時編成①」、二月の庄下村のものを「臨時編成②」と表現することとする。

(1) 馬匹徴発の仕組み

① 徴発準備段階

はじめに、動員令が出される前の手順について確認する。まず、①師団長が予め警察署長に a 「徴発馬匹差出日割表」（以下「a 日割表」と b 「馬匹徴発書」（以下「b 徴発書」）を送付する（第十三条）。a 日割表（史料 2-1-a）には、差出動員日時と、応徴町村ごとに差し出すべき馬の頭数が用役別・性別に指定された。動員日時は「動員第〇日」のように表現され、実際の動員日時が決定する前から、町村ごとの差出頭数の配分がこの時点で決定された。

a 日割表は、警察署長からさらに町村長に送付され、町村長は a 日割表に指定された馬匹を確実に差し出せる準備をしておくことが定められた（第十七条）。史料 2-1-a には、中野村・庄下村以外の近隣の町村も含まれており、各警察署の管轄区域ごとに作製されたことが分か

表2 各動員におけるa日割表、b徴発書調製日（庄下村・中野村）

| 年度 | 動員 | 差出動員日時 | 応徴村 | a日割表 | b徴発書 | 差出日 |
|-------|---------|--------|-------|------|------|-------|
| 1937年 | 第6動員1号 | 動員第3日 | 中野・庄下 | 1/25 | 4/1 | 8/28 |
| | 第2動員2号 | 動員第5日 | 中野・庄下 | | | 10/17 |
| 1938年 | 第4動員 | 動員第5日 | 中野・庄下 | 8/29 | 8/29 | 9/13 |
| 1941年 | 武第2動員2号 | 編成第4日 | 中野 | 2/1 | 4/1 | 7/16 |
| | 臨時編成① | 編成第6日 | 中野 | 9/10 | 9/10 | 9/20 |
| | 臨時編成② | 編成第3日 | 庄下 | 12/1 | 12/1 | 12/22 |
| | | 編成第6日 | | | | 12/25 |

調製日を示した。一九三七年の第六動員一号と第二動員二号、一九四一年の武第二動員二号は、a日割表は一月末から二月一日に、b徴発書は四月一日付で調製されている。二月までに年度ごとの動員計画を策定した上で、a日割表で先に差し出し頭数を町村に指示しておき、正式な頭数は四月一日付のb徴発書によって通知されたことが分かる。

なお、第六動員一号は一九三七年八月二八日に、第二動員二号は同年一〇月一七日に徴発が実施されており、七月の日中全面戦争開始に伴い、動員令が出されたと考えられる。また、武第二動員二号は、一九四一年七月一六日が馬匹の差出日となっているが、これは、七月一〇日に第一次動員、七月一六日に第二次動員に下令された関東特種演習（関特演）の時期に重なる。日中全面戦争の開始による戦時体制への移行や、大動員であった関特演の実施など、特に大規模な動員が必要となった場合に、各年度の動員計画を用いた徴発が実施されたのではないかと推測しておきたい。

以上が、単に「馬匹徴発」と兵事史料上で表記される徴発であるが、a日割表やb徴発書の調製日がこれに当てはまらず、「臨時」として行われる徴発もあった。第四動員、中野村の臨時編成①、庄下村の臨時編成②は、表2を見ると、a日割表とb徴発書が同日に調製されて

いる。動員下令前に予めa日割表を送付しておく行程が省略され、a日割表とb徴発書が同時に調製され、師団長から町村役場まで同時に送付されたと考えられる。また、a日割表とb徴発書が調製されてから実際に徴発が行われるまでの期間も短い。これらの動員は、馬匹徴発事務細則第三十九条の「戦時事変ニ際シ動員令ニ準スヘキ臨時命令」による馬匹徴発に当たると考えられる。この場合も、「別ニ連隊区司令官ニ徴発馬匹差出日割表ヲ達シ、警察署長又ハ市長ニ同表及馬匹徴発書ヲ送付スヘシ（中略）前項ノ馬匹ノ徴発ニ関シテハ本令ヲ準用ス」とあるように、徴発の手順は通常の動員と同様であった。各師団において臨時に馬を補充する必要がある際に、「臨時命令」として速やかに調達することができる方法として用いられたのではないかと考えられる。

以上のようにして、師団により馬の徴発計画が立てられた上で、a日割表やb徴発書が調製され、予め警察署や町村役場に送付されることで、馬匹徴発が準備された。

②馬匹徴発実施段階

続いて、動員令が出されてから実際に徴発が行われるまでを見る。師団長から動員令が下ると、②警察署長はa日割表で指定されていた動員日時を実際の暦日に換算し、b徴発書に差し出し日時を記入し町村長に達する（第二十四条）。③b徴発書の送付を受けた町村長は、馬匹の所有者または管理人にc「馬匹徴発告知書」（以下「c告知書」）を交付し（第二十五条）、所有・管理する馬が徴発対象となることを告知した。

c告知書（史料2-1c）は、差し出す期日・時刻と、差し出す馬の年齢・体高の下限、用役・性別差出頭数が記入された「馬匹徴発告知

書」(右側)部分と、告知書受領日時と受領者を記入する「受領証」(左側)部分とに分かれる。役場から交付された告知書は、徴発対象馬匹の所有者(または管理人)に届けられた後、受領証部分を切り取り役場に持ち帰ったと見られ、役場には受領日時と受領者名が記入された受領証部分のみが残っている。人の召集令状が「赤紙」と言われたのに対して、馬のc告知書は青色の紙で調製された。この告知を受けた馬の所有者や管理人は、④指定された期日に差出場所に馬を牽連した(第三十二条)。

徴発当日には、まず馬に対する検査が行われ、合格すれば実際に徴発された。⑤町村長は、d「徴発馬匹出場連名簿」(以下「d連名簿」)二通とe「徴発馬匹名票」(以下「e名票」)に所要事項を記入し、徴発馬匹到着期日前に差し出し場所へ持参した(第三十一条)。d連名簿には、差し出し馬の性別・名称、所有者の氏名や、町村から差し出し場所までの距離等が記入され、e名票(史料2-1e)には、馬の名称、検査成績、性、用役、年齢、体高、特徴、毛色、馬種、代価、損徴、産地、所有者、口付人について、「市町村長記入欄」と「馬匹徴発委員記入欄」が設けられた。d連名簿一通とe名票は、徴発・輸送事務を掌るため設けられた馬匹徴発委員²⁶⁾に差し出され(第三十一条)、牽連されてきた徴発馬の照会や、検査結果の記入に使用されたと考えられる。

採用馬については、⑥馬匹徴発委員から市町村長にf「徴発馬匹受領証票」(以下「f受領証票」)の乙号と丙号が交付された(第三十五条)。乙・丙号には、馬の所有者、口付人、性、毛色、徴発月日、買上代、差出場所の記入欄があるが、甲号には用役と編入部隊の記載欄もあり、甲号は馬匹徴発委員が保管したと思われる。市町村長に交付された

f受領証票のうち、乙号は後日、馬匹買上代の請求時に添付、丙号は所有者・管理人に交付するとされた(第三十五条)。この史料は中野村には残存しないが、庄下村の簿冊には、丙号が買上代金の領収証に貼りつけられた状態で編綴されており、丙・乙の区別は明確ではなかったことが分かる。また、一九三七年と三八年の受領証票には、丙号であるにもかかわらず、「乗」、「駄」などの用役と思われるゴム印のほかに、一九三七年のものには「山砲兵第九連隊」、三八年には「兵站電信第十一中隊」のゴム印が押されている。本来は甲号のみに押されるはずの徴発馬の用役と所属部隊が丙号にも押されたと考えられるが、この内容から、同一町村から同時に徴発された馬は、少なくとも当初は、同じ部隊へ編入されることが分かる。

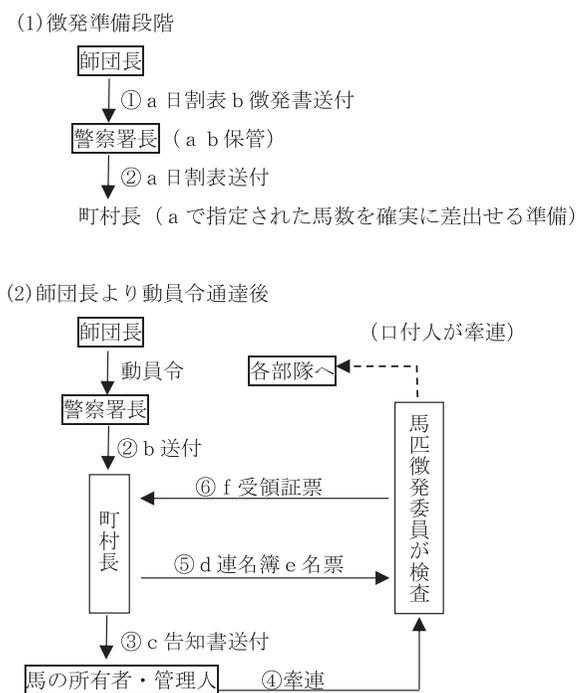


図2 馬匹徴発実施手順

昭和十二年度徵發馬匹出町警察管区
 集会所指定表

| 号一員動六第团師九第 | | | | | | | | | | | | | | 号二員動二第团師九第 | | | | | | | | | | | | | | 分区員動 |
|------------|----|-----|------|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|-----------------------------|-----|----|-----|-----|-----|-----|------|------|------|-----|-----|-----|----|------|
| 鷹栖村 | 林村 | 広塚村 | 東野尻村 | 福野町 | 野尻村 | 中野村 | 柳瀬村 | 東野尻村 | 五鹿屋村 | 南殿若村 | 太田村 | 油田村 | 庄下村 | 出町 | 鷹栖村 | 林村 | 広塚村 | 野尻村 | 中野村 | 柳瀬村 | 東野尻村 | 五鹿屋村 | 南殿若村 | 太田村 | 油田村 | 庄下村 | 出町 | 町村名 |
| 場兵鍊村野市沢金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 差出馬所 |
| 時七前午日三第員動 | | | | | | | | | | | | | | 時七前午日五第員動 | | | | | | | | | | | | | | 到着日時 |
| 校学農野福立県山富 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 警察管区 |
| 時四後午日二第員動 | | | | | | | | | | | | | | 時四後午日四第員動 | | | | | | | | | | | | | | 集合日時 |
| スルモノトス | | | | | | | | | | | | | | 各町村ノ徵發馬匹ハ其ノ町村長ノ指定スル集会所ニ集合スル | | | | | | | | | | | | | | 摘要 |

史料5 徵發馬匹出町警察管区集会所指定表（庄下村兵事関係書類、中野村役場文書）

| 兵野村場 | 浅野川 | 神谷内 | 不動寺 | 清水谷 | 高窪 | 福光町 | 農学校 | 場所 |
|------|------|------|--------|--------|------|------|------|---------------|
| 一里 | 一里 | 一里 | 一里 | 一里 | 一里 | 二里 | 一里半 | 次ノ場所 ニ至ル里程 |
| 一時間 | 一時間 | 一時間 | 一時間二十分 | 一時間二十分 | 三時間 | 一時間半 | スル時間 | 上記ニ要 |
| 六時前 | 五十分前 | 四十分前 | 二十分前 | 四十分前 | 五十分 | 七時半 | 午後四時 | 第二動員 |
| 六時前 | 五十分前 | 四十分前 | 二十分前 | 四十分前 | 五十分 | 七時半 | 午後四時 | 第六動員 |
| | 十分 | 十分 | 二十分 | 二十分 | 三十分 | 二十分 | 二時間 | 到着時間 |
| | 五時前 | 五十分前 | 四十分前 | 一小时前 | 二十一分 | 五十分 | 六時后 | 第二動員(第二動員二名) |
| | 小休止 | 小休止 | 水小休止 | 小休止 | 水小休止 | 小休止 | 水夕飼食 | 第六動員(第一動員一名) |
| | | | | | | | | 休憩時間 |
| | | | | | | | | 出発時間 |
| | | | | | | | | 摘要 |

出町警察管区集会所ヨリ徵發馬匹
 差出場所ニ至ル計画予定表（第二動員二名、
 第六動員一名）

史料6 警察管区集会所ヨリ徵發馬匹差出場所ニ至ル計画予定表（庄下村兵事関係書類、中野村役場文書）

表3 中野村・庄下村における馬匹徴発状況（1937-44年）

| 動員 | 差出动員日時 | 差出日 | 番号 | 人 | | | 馬 | | | | 買上代 |
|---------|--------|------------|----|-----|-----|-----|---------|----|----|----|-----|
| | | | | 所有者 | 口付人 | 管理人 | 名称 | 性別 | 年齢 | 毛色 | |
| 第6動員1号 | 動員第3日 | 1937/8/28 | 1 | CE | | - | 第二春風号 | 騮 | 5 | 栗 | 220 |
| | | | 2 | CF | CG | - | 岩泉号 | 騮 | 7 | 栗 | 220 |
| | | | 3 | CU | | AP | 旭号 | 騮 | 9 | 青 | 240 |
| | | | 4 | CV | | - | 沼ノ上号 | 騮 | 5 | ? | - |
| | | | 5 | CW | | - | 黒亀号 | 騮 | 9 | 青 | 230 |
| 第2動員2号 | 動員第5日 | 1937/10/17 | 6 | CH | CI | - | 紅葉号 | 牝 | 10 | 鹿 | 240 |
| | | | 7 | CJ | CK | - | 浅□号 | 牝 | 17 | 鹿 | 190 |
| | | | 8 | CL | | - | 玉錦号 | 牝 | 8 | 栗 | 300 |
| | | | 9 | CM | | - | 浅瀬号 | 牝 | 5 | 青 | 200 |
| | | | 10 | CX | | - | 春姫号 | 牝 | 6 | 黒鹿 | 230 |
| | | | 11 | BE | | - | 大橋号 | 牝 | 7 | 鹿 | 270 |
| | | | 12 | CU | | CY | 北櫻号 | 牝 | 7 | 鹿 | 190 |
| 第4動員 | 動員第5日 | 1938/9/13 | 13 | | | - | オクミツ号 | 騮 | 8 | ? | 260 |
| | | | 14 | | CN | - | 森号 | 騮 | 7 | ? | - |
| | | | 15 | | | - | 富山号 | 騮 | 10 | ? | - |
| | | | 16 | CU | CZ | - | 雄飛号 | 騮 | 8 | 栗 | 310 |
| 武第2動員2号 | 編成第4日 | 1941/7/16 | 17 | BH | | - | 菊号 | 牝 | 8 | ? | 460 |
| 臨時編成① | 動員第6日 | 1941/9/20 | 18 | AN | | - | 花百合号 | 牝 | 7 | 栗 | - |
| | | | 19 | AC | | - | 亭震号 | 牝 | 6 | 栗 | 600 |
| | | | 20 | AB | | - | 雄幸号 | 牝 | 8 | 栗 | 550 |
| | | | 21 | AK | | - | 第三タキマル号 | 牝 | 6 | 鹿 | - |
| | | | 22 | DA | | - | 白藤号 | 牝 | ? | 栗 | - |
| | | | 23 | AD | | - | 若福号 | 牝 | 9 | 栗 | 530 |
| 臨時編成② | 動員第3日 | 1941/12/22 | 24 | CO | | - | 野光号 | 騮 | 5 | 青 | 850 |
| | | | 25 | CP | | - | 第一錦号 | 騮 | 6 | 栗 | 800 |
| | 動員第6日 | 1941/12/25 | 26 | CM | | - | 北洲号 | 騮 | 5 | 鹿 | 750 |
| | | | 27 | CR | | - | 森号 | 騮 | 8 | 栗 | 670 |

備考：網掛けは庄下村、白抜きは中野村における徴発馬を示す。

思われる史料がある。付箋で馬齢を更新しながら何年一枚の名簿を利用し続けたと見られ、内容が煩雑なため、史料4には様式のみを示した。各動員への配当馬のみを記載したと思われる中野村・庄下村の配当名簿と様式は異なり、村内の全ての馬が記載され、村外に異動した馬に削除線が引かれるなど、馬の異動情報の管理に利用された形跡がある。名簿の上部には「昭和〇〇年度配当予定」の行が設けられ、この欄で徴発馬匹の選定を行ったのだろう。師団ごとに独自に様式を決定し、町村役場に配当業務を行わせていたことが分かる。

次に、馬匹の差出を行う際に使用すべく警察署ごとに作成された書類について見よう。「出町警察管区集合所指定表」(史料5)は、管区内の町村に対して、徴発馬匹差出場所と到着日時のほか、「警察管区集合場所」と「警察管区集合日時」が記載されており、警察管区ごとに集合してから差出場所へ向かったことが分かる。「出町警察管区集合所ヨリ徴発馬匹差出場所ニ至ル計画予定表」(史料6)では、差出場所までの經由地点と区間距離に加え、それぞれの発着日時・所要時間や休憩時間が指示されている。例えば、一九三七年八月の第六動員一号の場合、出町警察管区の馬は、差出日前日の午後四時に東砺波郡福野町の福野農学校に集合して午後六時に差出し、一〇〇分の休憩を六回取りつつ、到着日時の一時間前に差出し場所の金沢市野村練兵場に到着すると予定された。馬は人が曳いて行かなければ徴発することができないため、管区内の馬をすべて集めた上で、予め立てておいた綿密な計画に沿って、警察の先導によって確実を期して

差し出しが実行されたと考えられる。

(2) 各村における馬匹徵発状況

ここでは、主に中野村・庄下村について、兵事史料を基に、一九三七年以降に実施された馬匹徵発の具体的な状況を確認する。各動員における徵発馬については、動員年月日の順に一頭ずつ番号を付したうえで、各史料から判明する馬の名称、年齢、性別、毛色、所有者・口付人・管理人、買上代について、表3に整理した。各馬については、本文中では、「馬名(数字)」の形で表現することにする。

① 一九三七・三八年の徵発(中野村・庄下村)

両村における日中戦争開始に伴う最初の徵発は、一九三七年八月二八日を差出日とする第六動員一号であったと考えられる。この動員では、庄下村から二頭が徵発された。

中野村では、当該動員の配当名簿には、旭号(3)・沼ノ上号(4)・黒亀号(5)の三頭が挙げられ、馬匹の所有者・管理人に送付される告知書も、それぞれの所有者・管理人に対して送付されている。しかし、d連名簿への記入やe名票の作成が行われたうえで、実際に村役場から師団に対して買上代金が請求されたのは旭号と黒亀号のみで、沼ノ上号は徵発されなかった。この点については、役場から馬匹徵発委員長へ送付した文書を控えとして中野村役場の罫紙に写したと思われる、次のような史料が参考になる。

〔史料7〕

動第一三号

徵発馬匹差出不能通知

昭和十二年八月廿五日

中野村長印

第九師団馬匹徵発委員長殿

差出不能馬匹ノ通り通報候也

差出スベキ日時 昭和十二年八月廿八日午前七時

性 頭数 牡(驕) 「輓」壹頭

牝

この史料の差出日時となっている八月二五日は、b馬匹徵発書が警察署から村役場に届けられ、さらに馬匹所有者・管理人にc告知書が交付された日に当たる(史料2―b、表2参照)。馬匹徵発事務細則では、徵発に依じられない場合の対応について、馬の所有者・管理人には、「告知書ノ交付ヲ受ケタルトキヨリ二十四時間以内ニ憲兵又ハ警察官吏ノ証明書ヲ受ケ、現住地ノ市町村長ニ」届け出ることを(第十三条)、町村長には、証明書を受けた時は「直ニ之ヲ徵発馬匹差出場所ニ在ル馬匹徵発委員(町村長ニ在リテハ、該所ニ在ル警察署長ヲ経テ)ニ届出」ることが定められた(第三十四条)。告知書が交付されたものの、なんらかの理由により徵発に依じられない旨の届け出が村役場に行われ、同日中に馬匹徵発委員長に差し出しができない旨が報告されたものと考えられる³¹⁾。

また、第六動員一号による徵発の二か月後には、牝馬を対象にした第二動員二号による徵発が行われた。庄下村からは五〜一七歳の四頭、中野村からは六〜七歳の三頭の牝馬が徵発されている。

a日割表では、中野村・庄下村以外も含めた、各動員における出町警察管区全体の徵発馬の指定数が確認できる。第六動員一号では一五町村に対し牡馬六〇頭(史料2―a参照)、第二動員二号では一三町村に牝馬九八頭が指定された。先述のとおり、指示された馬数を差し出せなかった中野村の事例もあり、a日割表で予定された全ての馬が徵

発されたとは考えにくい。戦時体制への移行に際し、大規模な馬匹徵発が実行されたことが分かる。

前動員の約一年後にあたる一九三八年九月二三日には、第四動員が実施された。中野村で一頭、庄下村でもオクミツ号(13)一頭が徵発されているが、庄下村で差し出しが指定されていたのは、もともとは騙馬三頭であった。森号(14)と富山号(15)については、「不合格又ハ過剩ノ為牽帰ラシムル馬匹ニ対スル、応徴差出及帰郷ノ往復輸送諸費トシテ」輸送費が馬匹徵発委員長から支払われたことを示す受領証が残っており、差出場所まで牽連されたものの帰村したことが分かる。

また、この動員の出町警察管内における応徴町村は一一町村で、頭数は牡馬の駄馬三〇頭であった。第四動員の前後に中野・庄下両村が関わらない動員があった可能性はあるが、表2で確認した通り第四動員は「臨時」形式の徵発であったことから、馬の補充のために臨時に行われた、比較的小規模な徵発だったと推測できる。

なお、徵発された各馬には、それぞれ二〇〇〃三〇〇円程度の「買上代」が設定された。金額は馬ごとに異なっており、徵発前の検査時に馬の資質に応じて決定され、師団から所有者に対して支払われたと考えられる。²⁸⁾

②一九四二年の徵発(中野村・庄下村)

一九三八年の第四動員の後、中野村・庄下村では約三年間、馬匹の徵発はなかったと見られるが、一九四一年になると、中野村で武第二動員二号と九月の臨時編成①、庄下村では一二月の臨時編成②と、再び立て続けに実施された。

中野村では、七月に武第二動員二号で八歳の牝馬が徵発され、九月

には臨時編成①で六頭もの牝馬が徵発馬に指定された。また、庄下村では一二月に、臨時編成②によって動員第三日と第六日の二日に分けて、二頭ずつ計四頭の騙馬の徵発があった。ただ、中野村での臨時編成①においては、亭震号(19)・雄幸号(20)・若福号(23)の三頭は、買上代金の請求書や受領証が残っており、除籍簿に「金沢市野村練兵場へ徵発馬トシテ差出」と記載のある馬籍も編綴されているため、実際に徵発されたことが分かるが、残りの三頭はそれらの史料がなく、徵発はされなかったと考えられる。

また、一九四一年中の馬匹の買上代に注目すると(表3)、七月の武第二動員二号では四六〇円、九月の臨時編成①では五三〇〃六〇〇円、臨時編成②の一二月には六七〇円〃八五〇円となっている。一九三八年以前の二〇〇〃三〇〇円に比べると各段に金額が上がり、一九四一年中も上昇し続けた可能性もある。戦時の物価高騰に呼応し、馬の価格が急激に上昇したことが窺える。

最後に、中野村の馬籍からは、所有馬を徵発された後、所有者がどのような対応を取ったかが推測できるので、確認しておこう。亭震号(馬籍3)を徵発されたACは、一〇日後の一〇月一日、東砺波郡内の般若村からアイカップ号(馬籍14)を購入しており、徵発された馬の代わりに、新しい馬を補充したことが分かる。また、雄幸号(馬籍2)を徵発されたAAも、二か月後の十一月二五日に白山号(馬籍34)を、東砺波郡の東隣に当たる富山県婦負郡から買い受けしている。一方、若福号(馬籍4)の所有者ADは、若福号の徵発後に馬籍に名前が見えるのは一九四二年の一月(■櫻号(馬籍28)を北海道から買受)で、他二人よりも遅い補充となっている。北海道からの買受は同時期にもう一頭見られ(松花号(馬籍25)、国や県などが斡旋した共同購

入である可能性がある³⁵⁾。近隣の町村から比較的早めに補充する場合と、共同購入を利用して馬産地から価格を抑えた補充を行う場合があったのではないかと考えられる。

③一九四五年（東村山村）

東村山村では、一九四五年に一度だけ、馬の徴発が行われている。先述の「応徴馬匹名簿」（史料4）には複数の馬の情報が記載されているが、そのうち第三ヒトトビ号にのみ、「昭和二十年度配当予定」欄の動員区分に「臨時」、所要用途に「輓」、師団の指定する差出日次に「昭和二十年三月二十六日七時」と書き込まれている。しかし、動員区分欄には赤字で「不合格」とも記入がある。第三ヒトトビ号の馬籍が除籍されずに終戦後まで「馬籍簿」に編綴され続けていることから、徴発馬に指定されて差出場所で検査を受けたが、不合格になって帰村したことが分かる。

以上のように、師団が徴発馬頭数を決定し、警察署が町村役場を通じて、町村役場が徴発馬の配当などの業務を行うことで、馬匹徴発は実施されていた。中野村・庄下村や東村山村の事例からは、徴発馬に指定されれば必ず徴発されたわけではなく、「不合格」などとして徴発されない場合もあったことが分かる。各馬が徴発されなかった理由は不明であるが、東村山村の第三ヒトトビ号については、軍馬としての適齢（五〜一七歳）の上限に当たる一七歳であり、徴発の優先順位が低くなった可能性がある。また、茨城県結城郡五箇村の兵事主任であった長岡健一郎氏は、一九四一年の第九師団での馬匹徴発について、第九師団には野戦重砲兵聯隊がなかったために、比較的大きな馬は「未決馬」として徴発されなかったと証言している³⁶⁾。各師団が各徴発において求めた馬の資質の違いにも大きく左右され、どのような馬が

徴発されるかが差出場所決定されたのであろう。

(3) 軍用保護馬と徴発馬

①軍用保護馬検定の実施

最後に、一九三九年から実施された「軍用保護馬」の制度が、馬匹徴発現場においてどのように利用されたかを確認したい。

一九三九年四月、戦争の長期化への対応の一つとして「軍馬資源保護法」³⁷⁾が施行された。これは、第一条に「本法ハ、国防上特に必要トスル馬ノ資源ノ向上ヲ図リ、軍馬資源ノ充実ヲ期スルコトヲ目的トス」とあるように、軍馬資源である民間馬の資質の向上・維持を目的として制定された。

この法律では、毎年馬の検定を行い、合格したものを軍用保護馬に指定し（第二条）、指定馬には鍛錬を課すことが定められた（第五条）。軍用保護馬は政府の許可を受けない輸出・移出が禁止され（第十九条）、指定後も毎年検査を行い、合格しなければ指定を取り消すとされた（第二十条）。一九四〇年の「馬匹徴発事務細則中改正ノ件」³⁸⁾には、「徴馬管区ニ於ケル軍用保護馬検定合格馬ヲ以テ、当該師団ノ徴発所要数ヲ充足シ得ル如クス」との指示もあり、事前に鍛錬を行った、軍馬としての資質を持った即戦力になる馬を民間に保持させておき、必要時にその馬を徴発して戦場に送り込む体制の確立が期待された制度であったことが分かる。

軍馬資源保護法の第二十四条では、軍用保護馬の合格・取消の際はそのことを馬籍に記載すると定められ、中野村と東村山村にも実際に記載のある馬籍が残っている。中野村の場合（史料1参照）、受検年月日とその結果が赤字で記載されており、第二条に「毎年」と明文化された通り、一九三九年九月から一九四五年七月まで毎年実施されたこ

とが分かる。しかし、必ずしも全馬が毎年受検したとは限らず、例えば一九四四年一月二七日の検定は、受検したのは三歳馬のみであった。検査結果の馬籍への記載は三歳からと定められたため（馬籍法第四条）、体高や用役の判定のために、三歳馬のみ検定を行うという措置が取られたと推測される。また、東村山村でも、第三ヒトトビ号が一九三九年から一九四三年まで軍用保護馬検定を受検した記載があるが、検定の時期は中野村とは異なっており、軍用保護馬検定も地方馬検査と同様、師団ごとに異なる実施状況になっていたことが分かる。

②軍用保護馬の徴発実態

以上の軍用保護馬の制度が徴発現場でどのように運用されたかが、一九四一年のe名票と中野村の除籍簿の記載内容から確認できる。一九四一年中の馬匹徴発のうち、史料が残っていない武第二動員二号以外の一〇頭中、九頭のe名票には、欄外に「軍用保護馬」や「軍用保護馬指定」のメモ書きがあった（史料2―e参照）。軍用保護馬の指定の有無が、徴発馬選定の参考にされたことを意味すると考えられる。

しかし、中野村の臨時動員①で徴発された若福号（23）のe名票のみ、「軍用保護馬」などの記入はない。除籍簿に編綴された若福号の馬籍（馬籍4）によると、若福号は一九四〇年七月に軍用保護馬検定を受けたが、検定を「受ク」と記されるのみで、ほかの馬の馬籍に書かれた「合格」や「指定」のような表現はない。また、若福号が同年九月に受検した地方馬検査は、中野村に残る馬籍上ではほかに藤号（馬籍7）と吉龍号（馬籍15）の二頭のみ受検であった。しかし、どちらの馬も、同年七月の軍用保護馬検定は「受ク」とのみ記され、九月の地方馬検査では「用役ナシ」と判定されている。よって、一九四〇年の地方馬検査は、軍用保護馬検定で軍用保護馬に指定されなかつ

た馬だけが改めて受検したと考えられる。若福号も、「用役ナシ」と判断されるほどではなかったものの、軍馬としての資質は欠いたため、軍用保護馬には指定されなかったのだろう。

a日割表やb徴発書で指示された一九四一年九月の中野村における差出馬頭数は、牝馬の乗馬一頭、駄馬五頭だった。同時期には、除籍簿で確認できるだけでも、徴発馬以外に八頭が中野村にいた（馬籍5・6・7・11・12・15・20・40）。しかし、いずれの馬も、四歳以下、あるいは「用役ナシ」の判定により軍馬の資格がなかったり、軍用保護馬検定で「乗」や「輓」と判定されたりした馬であった。軍用保護馬に指定された駄馬が四頭しか村内にいなかったために、中野村役場では、軍用保護馬指定されていないが駄馬である若福号を差し出すという判断をしたと推測される。b徴発書（史料2―b）やc告知書（史料2―c）には、徴発馬は馬匹の合計数と牝牝の別が合っていれば、用役は多少増減しても良いとの注記があるが、若福号の事例を見る限り、差出馬の選定時には、軍用保護馬指定の有無よりも、指示された用役との一致の方が優先されたことが分かる。

以上の村役場による配当作業を経て行われた臨時動員①の徴発であったが、結局徴発されたのは、先述のとおり若福号を含めた三頭で、軍用保護馬指定されていたはずの第三タキマル号・白藤号・花百合号は徴発されなかった。徴発馬の選定方法は師団ごとに規定されたと考えられ、第九師団における詳細な基準は分からないが、実際の徴発時には、軍用保護馬指定馬が優先的に採用されるとも限らなかったことが分かる。

東村山村についても、第三ヒトトビ号の馬籍には、軍用保護馬検定を受検して合格し、「軍用保護馬一般鍛錬競技」と呼ばれる鍛錬馬

の出場馬にも選ばれていたことが履歴欄に赤字で記載されている。しかし、先述の通り、この馬は一九四五年に徴発馬に指定されたが、「不合格」となっていた。民間馬の中から軍馬の資格を持った馬を選別・把握して維持することで戦場での利用に直結することが期待された軍用保護馬制度も、実際の徴発時には、村役場においても、師団においても、無条件に軍用保護馬を選ば良いというものでもなかったことが分かる。

筆者が分析した兵事史料を含む村役場文書には、軍用保護馬の検定や鍛錬の実施に関する史料は残されておらず、村役場が具体的にどのような検定や鍛錬に関わったのかは不明な点が多い。戦場で利用された軍馬や地域社会で利用された民間馬に対して、検定や鍛錬がどのような影響を与えたのか（もしくは与えなかったのか）、史料の掘り出しも含め、さらに分析を進め、実証的に明らかにする必要がある。

おわりに

ここでは、本稿で述べてきたことを、人の動員との比較も加えながら、地域社会と軍馬との関係と、平時と戦時の繋がりとを意識してまとめたい。

師団は、馬籍法などに規定された馬籍の作製とそれをもとにした地方馬検査の実施によって、どのような馬がどれだけいるかを、平時のうちから町村役場に把握させ、警察署を通じて師団に報告させていた。師団はその報告を基に、馬の動員計画を年度ごと、もしくは臨時に策定し、決定した差出頭数はまた警察署を通じて町村役場に通達された。町村役場は、指示された馬の性別や用役に合う馬を配当し、動員令が下れば、師団から警察署、町村役場、所有者と日時が告知され、徴発

当日には村と警察管区でそれぞれ集合してから差出場所へ向かい、そこで検査に合格すれば実際に徴発された。徴発馬の所有者には一頭ごとに買上代金が支払われ、あくまでも「モノ」の徴発として、馬匹徴発は実施された。

小林氏は、久保庭萌氏の文書送付に関する分析を参考に、馬匹・車両・雇員の動員にかかわる「役場↓師団」ルートは平時にはほとんど作動しなかったのに対して、戦時に召集令状を交付する際の「聯隊区司令部↓警察署↓役場」ルートは、平時においても召集・点呼に利用され、戦時の充員召集に素早く転化したと指摘している³⁸。たしかに、師団が徴発頭数を指示した馬匹徴発書などの史料には、作成者に師団、指示の対象には町村名のみが記されており、警察署の存在は見えない。しかし実際には、人と同じく「役場―警察署―師団」のルートで文書がやり取りされており、警察署は不可欠な存在であった。特に徴発時には、徴発場所まで人が曳いて連れて行く必要があるという馬の性質上、警察署が管区内の徴発馬を一箇所に集合させ、事前に立てた計画に沿って差出場所まで誘導する役目を負っており、馬匹徴発についても、警察署が大きな役割を果たしたことが分かる。

さらにこの「役場―警察署―師団」ルートは、平時においても、馬頭数の報告や、地方馬検査の実施時に利用された。中でも地方馬検査は、戦時の馬匹徴発と同じ手順で実施され、馬についても人と同様に、平時から実行された仕組みを戦時の徴発に転化させることで、円滑な戦時体制への移行が可能になる構図が作られていた。

また、馬匹徴発は、町村役場が具体的な徴発馬を決定した点で、聯隊区司令部が個人まで召集者を指定した人の召集とは大きく異なった。本稿で詳しく述べることはできなかったが、中野村の馬籍から各馬が

中野村で飼養された平均期間を計算すると一七か月半となり、地域における馬の飼養状況はかなりの流動性を持っていた。馬の徴発が人の召集ほど厳密には行われていなかったことはこれまでも指摘されているが、²⁹⁾これほどの流動性を持つ馬に対して、師団が馬一頭一頭まで指定した計画を立て、実行することは不可能であろう。生産地から使役地へ、そしてまた別の地へと頻繁に移動していく馬に対して、地域の馬の状況をよく知る町村役場に徴発馬の配当業務を任せることで、人ほど厳密ではなくとも、馬匹徴発は実行できたと考えられる。

このような馬匹徴発の仕組みを明らかにした上で、本稿では、中野村、庄下村、東村山村での馬匹徴発状況も明らかにした。三か村の兵事史料からは、町村役場が配当した馬全てが徴発されたわけではなく、各師団が各動員で求めた資質に合致しなければ徴発されない場合もあったことが確認できた。地域社会において戦争が始まる前から日々の生活に利用されてきた馬と、師団が求めた軍馬とは、一致しなかったことが分かる。

また、一九三九年以降には、軍馬に適した民間馬を軍馬候補馬として把握し維持させることを企図した軍馬資源保護法が施行された。軍馬資源保護法については、競馬や馬匹改良と絡めた分析が行われてきた一方、それ以外の視点からの実証分析がなされないまま、「軍馬動員を最優先とした戦時体制が確立」³⁰⁾、「国家による馬の統制は基本的に完成」³¹⁾など、漠然と高い評価がなされてきた。馬籍などの史料からは、軍用保護馬検定が受検馬を変えながら毎年実施され、鍛錬競馬出場などの情報とともに役場で把握され、徴発に利用されたことが分かる。しかし徴発の現場では、軍用保護馬が徴発馬に選ばれず、逆に軍用保護馬に指定されていない馬が配当されて師団に徴発されるなど、制度

が徴発に直結していない事例も見られた。軍用保護馬検定は地方馬検査の方法を基に実施されたと考えられるが、検査に関する町村役場の事務に検定や鍛錬に関する事務がどのように追加され実行されたのか、その実態を具体的に明らかにした上で、地域社会への影響が論じられるべきであろう。

以上のように、馬は、軍馬という「モノ」であると同時に、地域社会においてヒトと共に生きる動物でもあった。軍の動員と社会との間に生じた矛盾の一端が、軍が求めた軍馬と地域における馬の存在形態との不一致として、馬を巡る地域社会には現れていたと言えよう。

また、平時と戦時の繋がりに注目すると、戦時に「軍馬徴発」にかかわる業務が加わるのではなく、平時から戦時に移行することで、軍馬徴発に関する事務自体が拡大したことが分かる。小林氏の言う「兵事事務」から「軍事行政」への拡大・再編は、軍馬に関わる業務自体にも当てはまり、総力戦体制が構築される一端を担っていたと言える。馬匹徴発は決して戦時特有の現象ではなく、平時から行われてきたシステムを利用して把握した情報を基礎にして、また、平時からのシステムを転用して、あるいは、戦場での軍馬需要や地域社会の状況に合わせて実施されていた。このような平時と戦時の繋がりを無視しては、馬匹徴発の全体像は描けないであろう。

【註】

- (1) 武市銀治郎『富国強馬』（講談社、一九九九年）。
- (2) 森田敏彦『戦争に征った馬たち―軍馬碑からみた日本の戦争―』（清風堂書店、二〇一一年）。
- (3) 土井全二郎『軍馬の戦争―戦場を駆けた日本軍馬と兵士の物語―』（光人

- 社、二〇二二年)。
- (4) 大瀧真俊『軍馬と農民』(京都大学学術出版会、二〇一三年)。
- (5) 黒田俊雄編『村と戦争』(桂書房、一九八八年)。
- (6) 小林啓治『総力戦体制の正体』(柏書房、二〇一六年)。
- (7) 上越市史編さん委員会、二〇〇〇年。
- (8) 前掲註6、小林著書。
- (9) 東京府総務部地方課『市町村概観(昭和十三年)』(一九三八年)。
- (10) 東村山ふるさと歴史館『市制施行50周年記念企画展図録 市制施行! 東村山13町村大集合』(二〇一四年)。なお、東村山村(町)については、基本的に「東京府北多摩郡東村山村」と表記し、史料中の表現を用いる場合などにより「東京都」や「東村山町」を使用する。
- (11) 「元兵事係 野口好古氏に聞く」(『東村山市史研究』第四号、一九九五年) 一一七—一二九頁。
- (12) 『昭和18年 富山県統計書』(富山県、一九五七年六月)。
- (13) 前掲註5、黒田編書、九一九—九二頁。
- (14) 前掲註12、富山県統計書。
- (15) 前掲註6、小林著書。
- (16) 公布後の改正はないため、公布時の『官報』(第二六二〇号、一九二二年四月二七日)を参照した。
- (17) 騎甲第七七号「馬籍法施行規則制定ノ件」(騎甲第七七号、一九二二年一月六日、アジア歴史資料センターデータベース、レファレンスコードC02031087600)。以下アジア歴史資料センターデータベースについてはコード番号のみを示す)に、二三年四月の改正(陸普第一〇五八号「馬籍法施行規則改正ノ件」一九二三年六月一六日、C02031137600)と、二六年七月の改正(農林陸軍省令第一号「馬籍法施行規則中改正ノ件」一九二六年六月二八日、C02031303000)を反映させ、一九三七年以降の現行規則を作成した。
- (18) 一九三七年以降の現行規則として、騎甲第二一号「地方馬検査及調査規則制定ノ件」(一九二二年四月六日、C02031088000)に、二三年三月の改正(騎甲第一八号「大正十一年陸達第二十五号中改正ノ件」一九二三年三月二六日、C02031137400)と、二六年一〇月の改正(騎甲第四一号「地方馬検査及調査規則中改正ノ件」一九二六年九月一日、C02031303800)を反映させた。
- (19) この馬政主管の移管には、第一次世界大戦後の軍縮の影響から、陸軍が農商務省に馬政予算を押し付ける意図があったことが指摘されている(大瀧真俊「軍馬」(荒川章二、河西英通、坂根嘉弘、坂本悠一、原田敬一編『地域のなかの軍隊 8 日本の軍隊を知る 基礎知識編』吉川弘文館、二〇一五年)二四〇頁)。
- (20) 東村山村の「馬籍簿」には、除籍前の馬籍が編綴されている。馬籍法が廃止されるのは一九四九年五月であるが、東村山村の「馬籍簿」は一九四五年六月以降には情報が更新されていないことから、終戦直後に使用が停止されたと想定できる。
- (21) 以下、アルファベット二文字の組み合わせが同じ場合は、同一人物を指す。
- (22) 雌は「牝馬(ひんば)」、雄は「牡馬(ぼば)」、去勢した牡馬は「騮馬(せんば)」と呼ばれる。牡馬は一般的に気性が荒く、牝馬とともに行動させると暴れることもあり、軍馬として人間が扱ったり団体行動をさせたりするには向かなかったため、日露戦争以降、種馬以外の民間牡馬の去勢政策が実施された。
- (23) 体格のうち、用役とは、乗馬・輓馬・駄馬の三用途を指す。乗馬は、将校の乗用と偵察・伝令が主な役割とされたが、日本でも第一次世界大戦以降は騎兵戦の機会はほとんどなくなったため、戦時の需要は最も低かった。対して、荷車を牽引する輓馬と、背中に荷物を載せる駄馬は、運搬の手段として需要が高かった。民間に対しては、戦場で特に数が必要とされた駄馬の素質を持つ馬が求められたとされる(前掲註4、大瀧著書)。
- (24) 馬頭数の地域ごとの格差を是正するため、馬には人の師管区とは別に

「徴馬管区」という独自の徴発区が設けられ、馬匹徴発事務細則に規定された。中野村・庄下村は第九師団の管区内、東村山村は日中全面戦争開始時点で第一師団、一九四一年四月一日から人馬ともに変更され近衛師団の管区内となった。

(25) 馬匹徴発事務細則は、一九二六年の大幅な改正以降、二八・三〇・三四・三六・三八・三九・四〇、四三年に改正されたが、徴発手順などに関わる大幅な改正はない。本稿では、三〇年当時の現行法（『現行兵事法令集三 召集之部』防衛省防衛研究所、一九二九年、C12120780600）を基本的に使用する。

(26) 馬匹徴発事務細則中には、馬匹徴発委員に関する詳細な規定はないが、地方馬検査のように馬を扱う軍人が充てられたと考えられる。

(27) 常盤貞重氏は、郡制時代の馬匹徴発事務細則を用いて馬匹徴発の仕組みを述べており（『日中戦争における軍馬の徴発―上水内郡小田切村を中心に―』（『市誌研究ながの』一〇号、二〇〇三年）、大瀧氏は茨城県結城郡五箇村（現常総市）の兵事係であった長岡健一郎氏の証言を用いて、馬匹徴発の手順を解説している（前掲註19、大瀧論文）。これらの記述により、馬匹徴発の流れの概略は説明されてきたが、日中戦争時の法規を復元する作業や、兵事史料などの一次史料を用いて徴発の仕組み自体を復元する作業は、両者とも行っていない。

(28) 「二一、三二」は、一九三七（昭和一二）年三月一日を指すと考えられる。中野村では、一九四一年九月二日に中野村長から出町警察署長宛に「徴発馬配当名簿送付ノ件」が提出されており、決定した差出馬匹は前もって警察署長に伝えられる場合もあったと考えられる。なお、本稿で分析対象とした庄下村・中野村・東村山村は、村内で所有された馬の頭数が多くても二〇頭程度であり、基本的に所有者一人が所有した頭数は一頭であったため、村役場で徴発馬を一頭ずつ指定できたと考えられる。しかし、c告知書（史料2―c）には、馬の名称など、馬を確実に特定できる情報を書く欄がなく、一人で複数の馬を所有している場合、指定

された性別・用役・年齢・体高に合う馬を所有者自身が選んで差し出す必要があった可能性がある。徴発馬匹の具体的な差出方法については、より馬頭数が多い生産地の兵事史料を分析するなど、さらに実証研究を積み重ねる必要がある。

(30) 沼ノ上号のみ上から削除線が引かれ、他の二頭については欄外に「徴発」の記入があるが、もともとはこの三頭が徴発対象馬だったと考えられる。

(31) 第六動員一号の徴発後にあたる九月上旬に作製されたと考えられる馬調査表からは、当時中野村には、牝馬のみが九頭所在していたことが分かる。この調査表が正確だとすれば、村内の数少ない騾馬が全て徴発対象になり、「差出不能」馬の代わりになる馬が差し出せない状況があったことが推測される。

(32) 一般的に、買上代は市場価格よりも低く設定され、徴発馬と同様の資質を持つ馬を買上代だけで補充することはできなかったと言われる。なお、戦時には、徴発とは別に「軍馬購買」も実施された。軍馬購買とは、軍馬の供給を掌った軍馬補充部が、毎年一定数の軍馬を民間から購入して育成し、成長した馬を各部隊に配属するものである。しかし、『富山県報』を見ると、一九三八から四〇年にかけて、平時から軍馬購買を担った軍馬補充部だけでなく、第九師団も直接購買を実施していたことが分かる。うち、一九三八年二月一五日の通牒では、「従来、該当馬ヲ所有シナガラ出場セシメザルモノ多数アリ、時局ニ鑑ミ特ニ注意相成度」との指示が出ている。茨城県五箇村の兵事係の長岡氏による、『購買』という形式であったが、事実上は『徴発』と同じように強制的であった」という証言もあり（長岡健一郎「軍馬徴発覚書（三）」（『歴史みつつかい』一〇号、一九九〇年）二三頁）、出場することが前提の半強制的な買い上げであったと考えられる。先行研究や史料上でも「徴発」と「購買」は並列されることが多々あり、両者の使い分けについては更なる分析が必要である。

- (33) 日中戦争開始後、農林省馬政局は幼駒（二、三歳馬）を馬産地から共同購入することを奨励し、一九三七年九月には国から輸送費・購買員旅費の二分の一以上を助成する制度も制定された。大瀧氏は、牛馬商による買入れは、補充時期にバラつき（大瀧氏が挙げた例では一〇日〜五か月）があり、価格も高くなる傾向があるのに対して、共同購入は補充時期が約一か月後と安定していて、価格も安かったことを指摘している（大瀧真俊「戦時体制下における馬資源実態―農馬の徴発と補充の具体的様相―」（『農林業問題研究』一八二号、二〇一一年）、「戦時下の軍馬政策と農家経営―日中戦争期間関東地方の農耕馬徴発と補充―」（『農業史研究』四九号、二〇一五年））。
- (34) 長岡健一郎『銃後の背景』（STEP、一九九二年）。
- (35) 公布後の改正はないため、施行時の条文（法律第七十六号「軍馬資源保護法」一九三九年四月六日、A0302333300）を参照した。
- (36) 馬政甲第三五四号（一九四〇年八月二四日、C01001832700）。
- (37) 久保庭明「昭和初期における兵事行政の構造」（『洛北史学』一四号、二〇一二年）。
- (38) 前掲註6、小林著書。
- (39) 大瀧氏は、福井県大野郡平泉寺村（現勝山市）において、事前の報告頭数を上回る徴発配当数が二か月連続で割り当てられ、周囲の町村から融通を受けて数を揃えた事例を紹介し、馬の徴発は人の召集ほど厳密ではなかったと評価している（前掲註19、大瀧論文、二四三頁）。また、庄下村の兵事係だった出分氏は、「令状を持っていったら飼い主が、一〇日程前に馬を売ってしまったところだ、というので弱った」「仕方がないから馬喰にたのんで、毛の色や年令の似たのを探してきてもらって切り抜けた」と証言している（前掲註5、黒田編書、六二頁）。
- (40) 前掲註19、大瀧論文、二四四頁。
- (41) 前掲註2、森田著書、六七頁。

（大阪教育大学事務局）